



Title	1960年におけるNAACPの法廷闘争：フロリダ州におけるNAACPを中心に
Author(s)	子守, 健康
Citation	パブリック・ヒストリー. 2020, 17, p. 42-57
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/76012
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

1960 年における NAACP の法廷闘争

フロリダ州における NAACP を中心に

子守健康

はじめに

1909 年、ニューヨークにて「全米有色人地位向上協会」(National Association for the Advancement of Colored People, NAACP) が誕生した。白人の革新主義者と黒人の運動家によって結成された NAACP は黒人への人種暴力、とりわけ黒人リンチへの反対を主要な目的としていた。法廷闘争や議会へのロビイング活動を通じて NAACP は人種を巡る重大な立法や判決を次々に勝ち取っていき、ブラウン対教育委員会(1954)での勝利は NAACP の最高潮を示すものとされてきた。NAACP は早くから全国組織へと成長し、全国本部を頂点として各州に州支部会議及びその下部組織としての地方支部を置く巨大な機関となった。現在でも 50 万人以上の会員と 2,200 以上の支部を擁するこの巨大な組織がアメリカ黒人運動において果たしてきた役割は明白である。

ところが、公民権運動研究が著しく盛んである中、NAACP の歴史学的研究は非常に少ない。1995 年にルイジアナ州の公民権運動研究を出版したアダム・フェアクロフは「NAACP は最も重要な公民権組織であるにもかかわらず最も研究が進んでいない」と指摘した。また、マンフレット・ベルクは 2005 年に従来の NAACP 研究が小規模な事例研究中心であるとして、通史的研究が不在であると主張した。ベルクがこのように主張した著作は NAACP の通史的研究の嚆矢⁽¹⁾と言えるものであり、その政治史的側面が通時的に研究された。だが、逆に言えば、1965 年投票権法の成立から 40 年も経過した 2005 年まで、NAACP の通史研究は存在しなかつたのである。

ベルク以降、確かに NAACP 研究は前世紀よりも盛んになった。2009 年にはパトリシア・サリヴァンが非常に包括的な NAACP 通史を出版した。同年、NAACP 設立 100 周年を記念した論文集も出版され、ナショナルな視点とローカルな視点から様々なテーマが提起された。だが、これら新しい研究の多くは 1960 年以前の NAACP が研究対象であり、公民権運動にとって最も成果を出したが最も動乱を極めた 1960 年代における NAACP の歴史学的研究は現在も少な

(1) Adam Fairclough, *Race and Democracy: The Civil Rights Struggle in Louisiana, 1915-1972* (Athens: University of Georgia Press, 1995), xiv; Manfred Berg, "The Ticket to Freedom": The NAACP and the Struggle for Black Political Integration (Gainesville: University Press of Florida, 2005), 1-2.

(2) い。確かにベルクの研究は1960年代も扱っているが、例えば議会ロビイングに関する記述などは弱い。サリヴァンのNAACP通史も1959年までが対象であり、1960年代は研究されていない。このような研究情勢を鑑み、本論文は1960年代NAACPの研究の第一歩として、1960年のNAACPに着目する。そして、この年にNAACPに生じた変化によってこの組織が公民権運動にいかなる役割を果たすことになったのか明らかにすることを第一の目的とする。

1960年代のNAACPを解明することは次の2点で公民権運動研究史にとり重要な意義を持つ。第一に、NAACPは1960年代の公民権運動において無視できない重要なアクターであったことである。従来の公民権運動研究ではマーティン・ルーサー・キング・Jr.牧師や「学生非暴力調整委員会」(Student Nonviolent Coordinating Committee, SNCC)などがいわば王道的な対象であり、NAACPはカリスマ性や若さに欠けるということで避けられがちであった。実際、NAACP青年会議を研究したトマス・L・バイナムは、NAACPの研究を始める以前は若者中心で直接行動を起こすSNCCに魅了されており、NAACPについてはほとんど何も知らず興味がなかったと述べている。⁽³⁾また、公民権運動は一般に1960年から若者達による直接行動の時代に移行した、つまり「年長世代による法廷闘争の時代が終結した」とされてきた。魅力的でなく1960年代の時代精神に合わないとされたことで、NAACPは見過ごされてきたのである。本論文はそうした1960年代のNAACPを歴史的に位置づける基礎を提供する。

第二に、NAACPは法廷闘争ばかりで直接行動を起こさないとされるが、実際には直接行動を起こしていたことである。1980年代以降、公民権運動研究ではローカル研究が非常に盛んとなり、地方の運動家の役割が次々と明らかにされてきた。このような情勢下では、フェアクロフの「(NAACPは)SNCCに切れ味の鋭さと若者への魅力をもたらしたような行動志向の若き現地調査員を欠いていた」という指摘は重く、⁽⁴⁾NAACPが無視されるのは必然であった。だが、NAACPは決して直接行動を一切起こさなかったわけではなく、むしろ全国本部から派遣された者が現地会員と直接行動を計画さえしていたのである。本論文は近年再評価が進む地方の現地運動家の主役としてNAACPの運動家に光を当て、直接行動を始めたことがNAACPにとつていかなる変化を意味していたのかを考察する。

(2) Patricia Sullivan, *Lift Every Voice: The NAACP and the Making of the Civil Rights Movement* (New York: The New Press, 2009); Kevern Verney and Lee Sartain, eds., *Long is the Way and Hard: One Hundred Years of the National Association for the Advancement of Colored People (NAACP)* (Fayetteville: The University of Arkansas Press, 2009). なお、1960年代NAACPに焦点を絞った数少ない研究としては、Simon Hall, “The NAACP, Black Power, and the African American Freedom Struggle, 1966-1969,” *The Historian* 69, no. 1 (2007): 49-82を参照。また、1960年代を視野に入れていた先駆的研究として、August Meier and John H. Bracey, Jr., “The NAACP as a Reform Movement, 1909-1965: ‘To Reach the Conscience of America,’” *The Journal of Southern History* 59, no. 1 (1993): 3-30; Christopher Robert Reed, *The Chicago NAACP and the Rise of Black Professional Leadership, 1910-1966* (Bloomington: Indiana University Press, 1997); John A. Kirk, *Redefining the Color Line: Black Activism in Little Rock, Arkansas, 1940-1970* (Gainesville: University Press of Florida, 2002)を参照。

(3) Thomas L. Bynum, *NAACP Youth and the Fight for Black Freedom, 1936-1965* (Knoxville: University of Tennessee Press, 2013): ix.

(4) Fairclough, *Race and Democracy*, xiv. なお、公民権運動のローカル研究の嚆矢としてはWilliam H. Chafe, *Civilities and Civil Rights: Greensboro, North Carolina, and the Black Struggle for Freedom* (New York: Oxford University Press, 1980)を参照。

以上の目的のため、本論文では1960年のフロリダ州におけるNAACPの活動に着目する。フロリダ州は他の南部諸州の中では穏健とされるが、実際には法的及び慣習的な人種隔離が一体化したいわゆるジムクロウ体制が強固な地であった。既に1885年にはフロリダ州憲法は学校の人種隔離を義務付け、黒人の投票権剥奪を狙った人頭税を導入した最初の州となつた。また、1880年代から1930年代にかけて、同州はリンチによる黒人の死亡率が全国最悪であつた。⁽⁵⁾ミシシッピ州やアラバマ州がその苛烈な白人の抵抗運動によって研究者の注目を集めたならば、フロリダ州も着目されるに値するのである。

一方、フロリダ州では黒人運動も再建期以来根強く行われてきた。NAACPは設立初期から同州に進出し、1930年代には運動家のハリー・T・ムーアが率いる形で同州の公民権運動を主導してきた。1952年にムーアが暗殺されると、全国本部から派遣され各州の活動に協力しながらも監視する外勤役員であるロバート・W・ソンダーズが同州に派遣され、同州NAACPと協調して活動を展開していった。⁽⁶⁾このような流れを受け、1960年代前半にフロリダNAACPは最盛期を迎えるのである。若者達のシットインを含む直接行動が花開くこの時代におけるNAACPの立ち位置を考察するには格好の対象と言えよう。

本論文の構成としては、まず「はじめに」では本論文の問題意識および目的を設定した後、第1章「ブラウン判決までのNAACPと『大規模抵抗運動』」において、1954年のブラウン判決までのNAACPの特質を簡潔に整理し、法廷闘争がやはり重要であったことを明らかにする。そして、ブラウン判決に対する猛烈な反対運動、いわゆる「大規模抵抗運動」(Massive Resistance)によってNAACPは苦境に立たされ、従来の法廷闘争姿勢に限界が生じたと論じる。続いて第2章「1960年フロリダ州におけるNAACPの直接行動」において、1960年に直接行動によるシットイン運動が如何にフロリダ州にも波及していたか、そこにNAACP会員がいかに参加していたのかを明らかにする。そして、シットイン運動が何故行われたのかを考察する。続いて第3章「直接行動に対するNAACP年長世代の反応」では、フロリダNAACPの年長世代が如何に同州シットイン運動に関与したのか明らかにする。その際、NAACPトップ層がどのような反応を示したかにも言及する。そして、この年長世代に見られた反応こそが、NAACPの法廷闘争がその性質を大きく変化させた表れだと主張する。「おわりに」ではNAACPの法廷闘争の歴史的变化を再整理し、その変化の1960年代NAACP論再考における意義を検討する。

なお、史料についてはサウスフロリダ大学が保管する「ロバート・W及びヘレン・S・ソンダーズ文書」(Robert W. and Helen S. Saunders Papers. 以下Saunders Papers)と、連邦議会図書館が保管

(5) Irvin D. S. Winsboro, "Introduction: Image, Illusion, and Reality: Florida and the Modern Civil Rights Movement in Historical Perspective," in *Old South, New South, or Down South?: Florida and the Modern Civil Rights Movement*, Irvin D. S. Winsboro, ed. (Morgantown: West Virginia University Press, 2009), 4-6.

(6) フロリダ州の長期に渡る黒人運動としてはPaul Ortiz, *Emancipation Betrayed: The Hidden History of Black Organizing and White Violence in Florida from Reconstruction to the Bloody Election of 1920* (Berkley and Los Angeles: University of California Press, 2005)を、ムーアについてはBen Green, *Before His Time: The Untold Story of Harry T. Moore, America's First Civil Rights Martyr* (Gainesville: University Press of Florida, 1999)を参照。

する「NAACP 記録文書」(National Association for the Advancement of Colored People Records. 以下 NAACP Records) を使用する。前者は NAACP 外勤役員ソンダーズの史料集である。後者は全米各地の NAACP 史料が集積された、NAACP 研究の基礎史料である。また、サウスフロリダ大学にある「コーディ・フォウラー文書」(Cody Fowler Papers) も利用する。これらの史料と先行研究を駆使し、1960 年におけるフロリダ NAACP が全国組織としての NAACP にどのような変化を与えたのかを明らかにしたい。

1 ブラウン判決までの NAACP と「大規模抵抗運動」

1909 年の設立から 1954 年までの NAACP の活動は多岐にわたる。最初に NAACP がその名を馳せたのはウッドロウ・威尔ソン大統領がホワイトハウスへの人種隔離導入を黙認したことに対する抗議であった。また、全米各地の人種問題について現地調査を行うことや地方支部を設立していくことも重要であった。さらに、D・W・グリフィス『国民の創生』(1915)への抗議運動や 1920 年代のハーレム・ルネッサンス支援は NAACP の文化戦略と言える。このキャンペーンを通じ、NAACP は白人の人種偏見を解消するだけでなく黒人の人種的誇りを獲得するという活動も確かに展開していた。⁽⁷⁾

それでも、20 世紀前半の NAACP にとって法廷闘争は重要であった。1909 年には「調査、広報、法廷活動支援、公的集会」の 4 点を活動の中心とする概要書が提出された。1910 年に初めて NAACP は法廷闘争を開始した。20 世紀初頭の NAACP は法廷闘争によって黒人の憲法上の権利が恒常的に侵害されていることを全国レベルの問題の政治問題にしようとしていた。サリヴァンによれば、1910 年代半ばまでに NAACP には全米各地から法廷闘争支援の要請が届くようになった。法廷闘争の専門家として認知されるようになった NAACP はゲイン対合衆国(1915)でいわゆる「祖父条項」を打破し、ムーア対デンプシー(1923)で刑法上のデュープロセス問題を露呈させ、スミス対オルライト(1944)では白人だけの予備選挙を禁止させるなど、大きな勝利を次々と勝ち取った。⁽⁸⁾

この法廷闘争の特徴に、NAACP が自ら訴訟の元となる事件や係争の当事者だったわけではなく、あくまで社会に存在していた人種問題に関わる事件や係争を引き受けるという形を取っていた点がある。依頼人はあくまで係争の解決が目的であって、演繹的な法制度の改革が目的ではなかった。NAACP もあくまで既に生じている紛争を弁護する形で法廷闘争を展開した。確かに NAACP は自身が目指すところの法制度改革にふさわしい案件を探してはいたが、法的紛争は既に「ある」ものであって、「生み出す」ものではなかった。

その典型例がブラウン判決であった。ブラウン判決はサウスキャロライナ州クラレンデン郡、

(7) ウィルソンへの抗議については Sullivan, *Lift Every Voice*, 27-32 を参照。NAACP の文化戦略については Jenny Woodley, *Art for Equality: The NAACP's Cultural Campaign for Civil Rights* (Lexington: The University Press of Kentucky, 2014)などを参照。

(8) Sullivan, *Lift Every Voice*, 17-19, 110.

ヴァージニア州プリンスエドワード郡、ワシントンD.C.、デラウェア州ウィルミントン、カンザス州トピカ市の5か所における、学校の人種隔離制度が問題となった諸訴訟の総称であり、トピカ市の訴訟において原告となったオリバー・ブラウンが代表的な名前として記憶されている。このブラウンはNAACPに参加しておらず、当初は勝ち目がない戦いと考えていた。一方、NAACPにとってブラウンは過激でなく稳健な黒人として絶好の原告であった。こうしてNAACPに見出される形でブラウンも訴訟を戦うことを誓うようになっていった。⁽⁹⁾

このように、NAACPは紛争そのものを一から「創出」したわけではなく、既存の争いを法廷闘争のプランの中に位置づけていたのである。法廷闘争に利用可能な案件を探すための現地調査は行われても、あるいは全米各地の人種問題に抗議の声明を発したとしても、さらに集会を開いて問題を共有したとしても、街頭に出て直接行動を起こしたわけではなかった。まして、そのような運動を法廷闘争と結び付けることはなかったのである。

しかし、こうした法廷闘争はブラウン判決以降行き詰まりを示していく。ブラウン判決に憤慨した南部白人が「大規模抵抗運動」を起こして巻き返しを図ったからである。1955年5月31日に出された「ブラウン第二判決」はブラウン判決の実施について「慎重な速度で」との文言を含み、人種隔離の即時完全廃止というNAACPの主張を退けた。これを機に南部政治家は公然かつ激しくブラウン判決を非難するようになった。1954年7月ミシシッピ州で設立された「白人市民協議会」は南部各地に波及して人種隔離廃止への反対運動を盛り上げ、組織として急成長を遂げた。また、同年には「サザンマニフェスト」の名で知られる宣言が連邦議員によって署名された。これは上院議員19名、下院議員82名が署名した宣言で、ブラウン判決を違憲と非難し、あらゆる手段で抵抗すると宣言した。このように、「大規模抵抗運動」は上からも下からも人種隔離廃止に全力で抗うものだった。NAACPはこの大抵抗の矢面に立たされたのだった。⁽¹⁰⁾

とりわけNAACPが苦境に立たされたのがヴァージニア州とアラバマ州であった。ヴァージニア州は抵抗するためなら州憲法の改正すら辞さないという姿勢を見せ、1959年にはプリンスエドワード郡の公立学校が人種統合されるぐらいならと、5年にも渡って閉鎖されるという事態に陥った。こうした長期戦に持ち込まれたNAACPは資金・会員・人的資源を消耗せざるをえなかった。アラバマ州では会員名簿の提出を拒否したNAACPに10万ドルの罰金が科され、NAACPを違法化しようとする同州との法廷闘争を強いられた。他の南部諸州でもNAACPの苦戦は疑いようがない。フロリダ州では同州上院議員チャーリー・E・ジョンズが設立した通称「ジョンズ委員会」がいわばフロリダ版非米活動委員会として赤狩りを行い、NAACPと共に

(9) ジェイムズ・パターソン〔羽岡宏成訳〕『ブラウン判決の遺産：アメリカ公民権運動と教育制度の歴史』慶應義塾大学出版会、2010年、38、44-49頁。

(10) Harvard Sitkoff, *The Struggle for Black Equality*, rev. ed. (1981; repr., New York: Hill and Wang, 2008), 21, 23; Adam Fairclough, *Better Day Coming: Blacks and Equality, 1890-2000* (New York: Penguin Books, 2002), 220-222; Yasuhiro Katajiri, *Black Freedom, White Resistance and Red Menace: Civil Rights and Anticommunism in the Jim Crow South* (Baton Rouge: Louisiana State University Press, 2014), 20-21; パターソン〔羽岡訳〕『ブラウン判決』、119-122頁。

産主義者としてこれを殲滅せんと執拗に攻撃した。⁽¹¹⁾

NAACP の法廷闘争はここに 1 つの限界を迎えていた。南部諸州は NAACP の違法化やブラウン判決実施の不履行を通じて資金も時間も大量に費やさせる長期戦に持ち込んだ。ブラウン判決以前と異なり、南部諸州は明らかに NAACP を壊滅せんとする確固たる意志を燃やしていた。この状況下では、長期的な法制度の改革計画の下に法廷闘争を進めていく余裕などなく、南部諸州の執拗な攻撃から如何に防御するかに注力せざるを得なかった。後世、NAACP が「無味乾燥な法廷闘争」にばかり身を投じているように見えたのは、このような勝利しなければならないが勝利してもスタート地点に戻るだけ、すなわちブラウン判決の実施を要求する段階に戻るだけという不毛な戦いだったからというのも一因だったのだろう。もはや NAACP は単なる法廷闘争だけでは事態を打破できない状態にあった。確かに、1995 年のアラバマ州モンゴメリーのバス・ボイコット事件や、1957 年のアーカンソー州のリトルロック高校事件に NAACP が関わっていたが、それで事態が根本的に変わったわけではなかった。「大規模抵抗運動」が有効に機能しているという雰囲気を根底から変えなければ、NAACP が次の一手を打つことは困難であった。その「次の一手」が 1960 年ノースキャロライナ州グリーンズボロのシットイン運動だったのである。

2 1960 年フロリダ州における NAACP の直接行動

1960 年 2 月 1 日、ノースキャロライナ州グリーンズボロにて 4 人の黒人学生がウルワース百貨店に入り、人種隔離されていたそのランチカウンターで注文を断られると、彼らは注文を受けられるまで座り込み続けた。この活動を何日も続けていくにつれ、次第に騒ぎは大きくなり、参加者は 80 人を数え、マスメディアにも大きく注目されていった。このグリーンズボロのシットインは瞬く間に他州へも波及していった。フロリダ州もグリーンズボロの影響を受け、⁽¹²⁾直接行動が急激に活性化していく。

実際、フロリダ州では 1960 年 6 月までに 12 件の直接行動運動が発生した。これはノースキャロライナ州の 18 件に次ぐ件数であった。1961 年 2 月 3 日のソンダーズの報告によれば、フロリダ NAACP はタンパ、セントピーターズバーグ、フロリダ農工大学、ジャクソンビル、サラソタ、ウォルシアなどにおいてシットインやウェイドイン（白人専用のビーチやプールを使

(11) パターソン [畠岡訳]『ブラウン判決』、137 頁。なお、ヴァージニア州の「大規模抵抗運動」については Brian J. Daugherty, *Keep on Keeping on: The NAACP and the Implementation of Brown v. Board of Education in Virginia* (Charlottesville: University of Virginia Press, 2016) を、フロリダ州については Stacy Braukman, *Communists and Perverts under the Palms: The Johns Committee in Florida, 1956-1965* (Gainesville: University Press of Florida, 2012) を参照。

(12) ただしフロリダ州には 1950 年代に萌芽的な直接行動が発生していた。この点については Gregory B. Padgett, “The Tallahassee Bus Boycott,” in *Sunbelt Revolution: The Historical Progression of the Civil Rights Struggle in the Gulf South, 1866-2000*, ed. Samuel C. Hyde (Gainesville, FL: University Press of Florida, 2003), 190-208; Chanelle Rose, “The ‘Jewel’ of the South?: Miami, Florida and the NAACP’s Struggle for Civil Rights in America’s Vacation Paradise,” *Florida Historical Quarterly* 86, no. 1 (2007), 39-69などを参照。

用すること)、ピケッティングなどの直接行動を行っていた。⁽¹³⁾ グリーンズボロからわずか4ヶ月の間にフロリダNAACPは少なくとも6件の同州のシットイン運動に関与していたのである。本章ではこの中でも特に重要な都市であるジャクソンビルとタンパの事例をそれぞれ見た後、何故シットイン運動が広まったのかを考察したい。

(1) ジャクソンビル

ジャクソンビルにおいて重要な役割を果たした人物がラトレッジ・ヘンリー・ピアソンだった。彼は1929年ジャクソンビルに生まれ、テキサス州の大学に進学したが、母の病気もあって地元の野球選手となった。市職員が黒人の彼を妨害して練習場を閉鎖したことをきっかけに、ピアソンはNAACPに加入して抗議運動を展開した。野球選手の可能性を絶たれたピアソンは教師の道を選び、やがてジャクソンビル市長ヘイドン・バーンズと人種隔離問題を巡って対決していくことになる。⁽¹⁴⁾

ピアソンは教師に加えてNAACP青年会議顧問でもあり、黒人の子供達に人種隔離とレイシズムの何たるかを教えた。NAACPでの活動のために間もなく解雇されてしまうが、彼は黒人教師達に抗議運動への支援を訴えかけ続け、年長世代をNAACP青年会議の活動に巻き込んだ。そして1960年、ノースキャロライナ州でのシットイン運動に影響されたピアソンは、教え子のロドニー・ハーストと共に地元の教会で会合を開催し、学生達にシットイン運動の訓練を施した。ここに集った学生達は法律関係の講習を受け、また現地の黒人牧師から非暴力の原則を教わった。⁽¹⁵⁾

8月13日、ジャクソンビル青年会議はシットイン運動を開始した。その9日前、ソンダーズは全国本部、南東部地域会議、フロリダ州支部会議の指導者層に対し、間もなくジャクソンビルでNAACP青年会員がシットインやウェイドインなどの直接行動を開始すると伝えており、間違いなく逮捕者が出るので全国本部に金銭的、法的援助の準備をしてほしいと要請していた。青年会議の最初のターゲットは中心街にあるウルワース・ジャクソンビル店だった。ハーストは82人の学生を連れて同店に赴き、買い物をした後にランチカウンターの白人席に座ったが、間もなく閉鎖された。その後も直接行動は継続され、緊張が高まっていった。そして26日、ウルワース店の前でピケを張っていた黒人女性達が白人女性らと乱闘を始め、白人の強い怒りを買うことになった。翌日にはKKKや白人市民評議会のメンバーが斧の柄やバットなどを持ってジャクソンビル中心街に駆けつけた。NAACP青年会議はウルワースからターゲットを変え、グラント百貨店へと向かってシットイン運動を行ったが、間もなく彼らは武

(13) Iwan Morgan, "The New Movement: The Student Sit-Ins in 1960," in *From Sit-Ins to SNCC: The Student Civil Rights Movement in the 1960s*, eds. Iwan Morgan and Philip Davies (Gainesville: University Press of Florida, 2012), 5; Robert. W. Saunders to Ruby Hurley, February 3, 1961, Saunders Papers, BOX5.

(14) Abel A. Bartley, "From Old South to New South, or Was It?: Jacksonville and the Modern Civil Rights Movement in Florida," in *Down South*, 51-52.

(15) Ibid., 52-53.

装した白人達に包囲された。かろうじて黒人地区までたどりついた彼らは、追いかけてきたKKK メンバーを撃退した。⁽¹⁶⁾

「斧の柄の土曜日」と呼ばれる 27 日の出来事において、黒人は結果的に暴力で応酬することになってしまった。しかし、彼らは必ずしも非暴力に固執していたわけではなかったのである。実際、フロリダ州支部会議第 21 回年次大会の中で 10 月 21 日に開催された青年会議及び大学支部の会合において、暴力は主要な手段とされなかったものの、「違法な攻撃に対して個人及び集団的自衛行為に及ぶ権利」もあるとされた。このような考え方は NAACP 青年会議だけの思想でもなかった。アキニエール・オモウェール・ウモジャはミシシッピ州における黒人の武装抵抗の研究で、ミシシッピ州の NAACP は全国本部の事務局長ロイ・ウィルキンス、支部統括役グロスター・カレント、「NAACP 法廷弁護及び教育基金」(NAACP Legal Defense and Educational Fund, NAACP-LDF) の特別主席顧問サーグッド・マーシャルなどを特別ゲストとして招待する際、武装警備員を配置していた事例を紹介している。ウィルキンスら NAACP トップ層も自衛を容認していたことを窺わせる。⁽¹⁷⁾

「斧の柄の土曜日」から間もなく、NAACP ジャクソンビル支部はバーンズ市長に人種間委員会 (Biracial Committee) の設立を呼び掛けたが拒否された。同市に州軍が置かれる中、8 月 28 日に同支部は人種隔離を行う商店への不買運動を行う旨を発表した。カレントによれば、不買運動は、直接行動の中でも、ウィルキンスら NAACP 全国本部執行委員会が全国規模で直接呼びかけたものであった。この経済的压力に加え、13 日以来のジャクソンビル青年会議によるシットイン運動が全国的注目を集めていたこともあり、地元の商工会議所は NAACP ジャクソンビル支部と接触した。そして交渉の結果、ランチカウンターの人種隔離廃止に加え、黒人への雇用差別の改善なども合意された。その後も数年に渡り人種隔離の廃止は進まないのだが、少なくとも表向きにはジャクソンビルの人種隔離廃止がひとまず決定されたの⁽¹⁸⁾だった。

ジャクソンビルの事例は同市 NAACP 地方支部の青年会議が主体的に起こした直接行動であったと言える。NAACP 青年会員が主体となって起こした直接行動それ自体が十分に注目に値する。また、短期間で一応ながらも成果を得ることが出来た点も重要であるし、非暴力の原則が破られても達成されたという事実も注目される。さらに、ピアソンは直接行動の担い手として NAACP 内部で疎外されるどころか、その後 NAACP ジャクソンビル支部長を務め、1963 年のフロリダ州支部会議の年次大会において州支部会議の会長に抜擢すらされた。彼は

(16) Ibid., 53-55; “The Wade-in and Reactivation of the Sitdown [sic] Demonstrations,” August 4, 1960, NAACP Records, Part3, BOX3 C25; Florida Council on Human Relations, “The Jacksonville Riot,” September, 1960, Cody Fowler Papers, BOX5, 8-12.

(17) Akinyele Omowale Umoja, *We will Shoot Back: Armed Resistance in the Mississippi Freedom Movement* (New York: New York University Press, 2013), 42; Twenty-First Annual Session of Florida State Conference, “Conference Statement,” October 20-23, 1960, NAACP Records, Part3, BOX3 C25.

(18) Bartley, “Jacksonville and Civil Rights,” 55-56; “Address of Gloster B. Current,” May 15, 1960, NAACP Records, Part3, BOX3 C25.

直接行動を通じて名聲を高め、NAACP 内部で出世したのである。

(2) タンパ及び 1961 年以降の直接行動

次にタンパについて、大きな役割を果たしたのはクローレンス・フォートという 24 歳の黒人青年だった。美容師のフォートはタンパの NAACP 青年会議の会長でもあり、グリーンズボロから刺激を受けると、NAACP の年長世代と共に直接行動による抗議運動を計画した。この計画作成にはソンダーズも関わっていた。そして 1960 年 2 月 29 日、フォートは 50 人ほどの黒人高校生と共にタンパ中心街のウルワースでシットイン運動を開始した。これにはフロリダ州支部会議会長の A・レオン・ローリーも同行していた。翌日には NAACP に所属しない黒人青年が 100 人ほど中心街で抗議運動を展開し、シットイン運動を行った。さらに翌日の 3 月 2 日にはフォートら 80 人の黒人が「自分はアメリカ人の NAACP 青年会議メンバーだ」と書かれたタグを付け、改めてウルワースなどでシットイン運動を行った。ここにはアメリカ人として認められるべき権利を求めるという姿勢が見られ、アメリカ人であることそれ自体を拒否する潮流が現れる 1960 年代末とは対比的に思われる。

こうした情勢を受け、1959 年秋にタンパ市長が設立した「人種間委員会」も行動を開始した。この委員会は後述するコリンズ州知事が設立した「人種間委員会」とは別物であり、それぞれ 6 人の白人及び黒人委員で構成された。黒人委員にはローリーが含まれ、白人弁護士のコーディ・フォウラーが議長を務めた。フォウラーは再開発で住居を追われたタンパの黒人に安価な住宅を提供する公共事業で黒人との協力経験があった。3 月 14 日、ローリーはタンパの商工会議所の代表を招いて現状を話し合い、不買運動を示唆しつつ、差別的人種慣行の変更を迫った。市長や人種間委員会の圧力もあり、商工会議所は人種問題に関する交渉の実施に同意した。⁽¹⁹⁾ 進展が見えたことから、NAACP はシットイン運動をいったん中断した。⁽²⁰⁾

その後、タンパにおいて非公開の会合が数か月間行われ、同市人種間委員会及び商人協会はランチカウンターの人種隔離廃止計画を作成した。店舗側は次の条件で同意した。それは何組かの黒人青年を指定し、事前に定められた日にランチカウンターで給仕を受けるというもので、このプランの実施は前もって公開されないものとされた。店舗側は従業員に対し黒人客を丁重にもてなすよう指示し、一方で給仕を受ける予定の黒人には白人客の少ない時間帯を選ぶようにさせた。人種間委員会の黒人メンバーも指定を受けた黒人青年達に対し、礼儀正しく振る舞うよう指示していた。こうして 9 月 14 日、数組の黒人が 18 店舗で給仕を受けることが出来た⁽²¹⁾ のだった。

1965 年にタンパの「地域社会委員会」(Commission of Community Relations) も好意的に指摘し

(19) Steven L. Lawson, *Civil Rights Crossroads: Nation, Community, and the Black Freedom Struggle* (Lexington: University Press of Kentucky, 2003), 221-222; James Hammond, "Historical Background of the Bi-Racial Committee and the Commission of Community Relations," 1965, Cody Fowler Papers, BOX1, 2.

(20) Lawson, *Civil Rights Crossroads*, 220-223.

(21) *Ibid.*, 223-224.

たように、流血沙汰に発展したジャクソンヴィルの事例と比較すると、タンパの事例ではかなり穩健に交渉が進んだということができる。スティーヴン・F・ローソンはタンパにおける人種隔離廃止プロセスの検討を通じて、黒人指導者層の役割を考慮した人種関係モデルを検証した。ローソンの言うモデルとは、まず直接行動による人種隔離への劇的な挑戦を経て、人種隔離廃止に同調する黒人指導者層が暴力を引き起こすことなく穩健な問題解決へと舵取りを行うというものである。このモデルにおいては直接行動もその後の穩健な交渉も不可欠であった。そして、本論文との関係で重要なのは、フロリダ NAACP は専ら穩健な交渉においてのみ活躍したのではなく、前段階の直接行動において緊張状態を生み出すという重要な役割をも果たしていたということである。しかも、フォートのシットイン計画にはソンダーズも関わっており、⁽²²⁾ 当日にはローリーも付き添っていた。タンパのシットイン運動は青年会議の独断で行われたわけではなかったのである。

なお、1961 年以降もフロリダ州では直接行動による運動が次々と行われた。ソンダーズの報告によれば、フォートローダーデールのビーチでウェイドインが行われ、ベイ郡パナマシティのランチカウンターでもシットイン運動が実施された。オレンジ郡オーランドでも青年会議はシットイン運動を行って中心街にある店舗の人種隔離廃止に成功したものの、再び人種隔離が一部店舗で見られたため活動を続行した。サラソタ郡サラソタでも青年会議が各百貨店に対し人種隔離廃止を求める運動を行った。1962 年に入ても、ブレヴァード郡ココアでは各薬局店及び各百貨店に対してシットイン運動が行われた。ポーク郡レイクランドでも青年会議が人種隔離の廃止に奮闘していた。オーランドでもレストランでシットイン運動が行われて青年会員 11 名が、ブレヴァード郡メルボーンでも青年会議メンバー 2 名が薬局店でシットイン運動を行い逮捕された。1963 年も引き続き直接行動の流れが続いた。ソンダーズはブレヴァード郡に属するココア、メルボーン、ティテュスヴィル - ミムズ各支部がケープ・カナベラルにおける人種隔離に抗議中であると報告した。ベイ郡ではパナマシティ市長に対しピケッティングやデモを行うとの書簡を送ったと伝えた。さらに、ウォルシア郡では近日 12 人の若者がシットイン運動で逮捕されたと述べた。フロリダ NAACP が直接行動の矛を収めるのは 1964 年のことだった。⁽²³⁾

(3) 考察

何故、シットインによる直接行動はこれほど広まっていき、NAACP 会員も参加するほど熱心に行われたのだろうか。最も重要な要因としては、歴史家ジェイムズ・パターソンや法制史家トミーコ・ブラウン - ネイギンが指摘するように、ブラウン判決以降も人種問題に進展が見

(22) *Ibid.*, 218; James Hammond, "Historical Background of the Bi-Racial Committee and the Commission of Community Relations," 1965, Cody Fowler Papers, BOX1, 2.

(23) Robert W. Saunders to Gloster B. Current, June 25, 1962, Saunders Papers, BOX5; "Special Release," April 6, 1962, NAACP Records, Part3, BOX3 C26; Robert W. Saunders to Gloster B. Current, April 26, 1962, NAACP Records, Part3, BOX3 C26; Memorandum by Robert W. Saunders, May 30, 1963, NAACP Records, Part3, BOX3 C26.

られないことに対する苛立ちがあった。⁽²⁴⁾ 1950 年代後半にはカンザス州ウィチタ及びオクラホマ州オクラホマシティにて NAACP 青年会員がシットイン運動を既に行っており、事態の進展がないことへの苛立ちが推測される。フロリダにおいても目立つ成果は 1950 年代後半を通じて見られず、この苛立ちは共有されていたものと考えられる。

この不満感がもたらした衝動的な直接運動こそ、NAACP が必要としていたものであった。本章では NAACP 会員が他の若者達と同様シットインに参加して次々に逮捕されていく、すなわち直接行動に参加する姿を描いてきた。次章ではソンダーズや州支部会議幹部層が直接行動にどう反応していたのかを描き、直接行動に参加するだけでなくこれを利用する NAACP の姿を検討する。その際、NAACP 幹部層の動向にも目を配る。

3 直接行動に対する NAACP 年長世代の反応

(1) NAACP 外勤役員ロバート・W・ソンダーズの直接行動擁護

1960 年 3 月 2 日、ソンダーズは『タンパ・デイリー・タイムズ』紙に掲載されたという社説に対し抗議文を送付した。タンパでは 2 月 27 日よりシットイン運動が始まっており、ソンダーズは「タンパではいわゆる良好な人種関係が保たれてきた」とする社説の主張を疑問点として挙げていることから、その社説はタンパでのシットイン運動を非難しており、この非難に対しソンダーズは反論しているものと思われる。⁽²⁶⁾

この反論の中でソンダーズは黒人の若者達がなぜ抗議デモをしているのかを説明し、それはアメリカ人として振る舞うことを拒絶してきたからだと主張する。彼はここでシットイン運動を、アメリカ人として当然に認められるべき権利を求めるものとして擁護している。しかも、興味深いことに彼は「社説主が言う旧指導者層と我が青年達の違いは、若者達がより闘志に溢れており、タンパにおいて『アンクル・トム』でいることを拒否していることだ」と述べている。白人と思われる社説主への反論という文脈ではあるにせよ、自身を含む年長世代を「旧指導者層」や「アンクル・トム」というネガティヴな響きのある言葉まで使って、若者達の直接行動を擁護しているのである。このことは、グリーンズボロのシットインからわずか 1 ル月の間に「若者の運動」と「年長世代の運動」が区別され、後に 1960 年代が「若者の時代」と規定される論理が既に存在しており、当の「年長世代」たるソンダーズがその論理を利用したこと意味している。ただし、それはあくまでシットインを擁護するためであり、法廷闘争を中心とする年長世代による NAACP の時代が終わったと認めたと解釈すべきではない。

(24) Tomiko Brown-Nagin, *Courage to Dissent: Atlanta and the Long History of Civil Rights Movement* (New York: Oxford University Press, 2011): 134-135, 139; パターソン [糸岡訳]『ブラウン判決』、175-176 頁。

(25) Christopher W. Schmidt, *The Sit-Ins: Protest & Legal Change in the Civil Rights Era* (Chicago: The University Press of Chicago, 2018): 16-18.

(26) Robert W. Saunders to C. W. Johnson, March 2, 1960, Saunders Papers, BOX5.

(27) Ibid.

なお、この抗議文にはもう一点注目すべきところがある。ソンダーズは以下のようなことを述べている：

貴殿の示される法的先例は僅かふたつである。しかし、多くの州では民間企業が人種だけを理由とした差別を禁じられていることにつき、立ち止まってお考えになられたことはあるだろうか？参考にしていただきたいのだが、これらの法令を覆すような判決はまだ下されてはいない。一級市民の地位を求めて戦っている黒人の若者達が勝利を確信しているのは、この事実が彼らにとって前に突き進むための先例となっているからである。⁽²⁸⁾

この「法的先例」とは、文脈から考えるに私有財産権を根拠とした民間企業の人種差別を肯定する判例と思われる。それに対し、ソンダーズは私有財産権に基づく人種差別を禁止する法令が多数あり、いずれも未だ判例で覆されていないと指摘することで反論している。私有財産権に基づく人種差別の根拠をこのように攻撃することで、ソンダーズは若者達のシットイン運動に正当性を与えていているのである。

NAACP 全国本部の外勤役員であるソンダーズがこのような反論を行ったことは非常に興味深い。というのも、私的財産権を侵害するという方法で自由と平等を獲得することを躊躇う黒人は決して少なくなかったからである。例えば、NAACP-LDF のサーゲッド・マーシャルは、シットイン運動を行っている学生達の行動が白人の財産権を侵害しているとしか思っておらず、同組織を通じて彼らをそもそも弁護すべきなのかと疑問視していた。実際、私的財産権と人種差別の関係は極めて困難かつ纖細な問題だった。研究者ジョン・カーラによれば、これは 1960 年代のリベラルとされる連邦最高裁でさえ明確な判断を避けてきた事柄だった。ブラウン - ネイギンも、私的財産権に基づく人種差別を支える州法や条例などを違法化する方法としては、違憲判決を勝ち取ることよりも連邦法の改正を目指す方が現実的だとみられていたとしている。⁽²⁹⁾ このような法的難題をソンダーズは直接的に取り上げたのである

3月 25 日にはまたも『タンパ・デイリー・タイムズ』紙が人種隔離を擁護し、シットイン運動の背後には「プロ」が関与していると主張した。ソンダーズは再び抗議文を送付し、「鉄道、空港、バスが様々な人種の人々に対し人種隔離を受け入れるよう法律上要請できないのならば、州、すなわち人民により認可される企業もその非アメリカ的活動をやめるべきである」と反発した。ソンダーズの論理は、人民が選出した代表が決めた法令により公共交通機関の人種隔離が禁止されたように、人民に基づく政府によって認可された企業もまた人種隔離を廃止すべきだというものである。このように、たとえ私人の行為であっても、公権力がそれに深く関わっているならば公的行為、すなわち「州の行為」とみなされることを「政府との深い関わりによる例外」(entanglement exception) 法理という。英米法学者の樋口範雄によれば、「州の行為」

(28) Ibid.

(29) Brown-Nagin, *Courage to Dissent*, 138-139, 154; John Kirk, "Another Side of the Sit-Ins: Nonviolent Direct Action, the Courts, and the Constitution," in From Sit-Ins, 36.

に該当するか否かは合衆国憲法の適用に関する大原則である。ソンダーズはこの例外法理を利用することで、民間企業が実施している人種隔離が「州の行為」に該当するという論理を展開したのである。だが、それは依然として「政府との深い関わり」に該当しないのであれば人種隔離が実施可能であるという余地を残していたと考えられる。実際、カーグによれば、1962年までにこの例外法理に基づいてシットイン運動を支持する判決がいくつも下されたが、1963年になるとこの法理だけではシットイン運動を擁護するのが困難な裁判も出てくるようになっ⁽³⁰⁾た。しかし、ここで重要なことは、NAACPはシットイン運動で逮捕された学生にただ保釈金を払って釈放するだけでなく、学生達を法廷で弁護することをも志向していた点である。この点の意義は第四節でも扱うため、ここでは1960年のNAACPと直接行動の関係性として非常に重要であるとの指摘に留めたい。

(2) NAACP フロリダ州支部会議

フロリダ州においてシットイン運動を支持する姿勢はソンダーズだけが示したのではなかった。3月20日、コリンズ知事はシットイン運動によって生じた人種間の緊張に関して、商店側を非難する声明を発した。これを受けて、翌日にはフロリダ州支部会議会長A・レオン・ローリーとソンダーズがプレスリリースを発表し、深南部の知事としては勇敢な声明であると評価した。この中で、2人はシットイン運動を学生達の単なる乱痴気騒ぎと切り捨てず、「平和的抗議」と表現した。また、自分達はあらゆる法律上の権利行使して人種差別に抗議していくと宣言しており、その中にはランチカウンターでの平和的抗議も含まれるとした。そして、その平和的抗議の対象はランチカウンターに限らず、鉄道の待合室やバス停、さらに雇用分野も含まれるとした。⁽³¹⁾

コリンズ知事が人種間委員会の設立を発表していたにもかかわらず、ソンダーズとローリーから闘争的な姿勢が表明された点が注目される。この人種間委員会にはNAACPフロリダ州支部会議教会委員会のE・C・ティルマン牧師も含まれていた。また、ピネラス郡保安官のドン・ジェマングやマイアミの実業家ジョン・B・ターナーという白人委員は革新派と目されていた。さらに、タンパの白人弁護士コーディ・フォウラーが委員長を務めていた。フォウラーはタンパだけでなくここでも指導力を發揮したのである。コリンズ知事が設立した人種間委員会は、その構成からすると黒人に好意的なものだったと考えられる。それにも関わらず、上述のプレスリリースは人種間委員会と協働して人種隔離廃止を進めていくと述べてこそいたものの、「他団体が人種問題の解決を求めている間」ただじっとしているつもりはないとも宣言していた。

(30) Robert W. Saunders to Editor of Tampa Daily Times, March 25, 1960, Saunders Papers, BOX5; Kirk, "Another Side," 32-35; 樋口範雄『アメリカ憲法』弘文堂、2011年、551, 559-560頁。なお、樋口によれば、ここでいう「州の行為」は市町村から連邦政府レベルの行為まで含んでおり、不正確な用語だという。樋口が「州との深い関わり」ではなく「政府との深い関わり」と訳したのはそのためである。この点については、同書、552頁を参照。

(31) David R. Colburn, *From Yellow Dog Democrats to Red State Republicans: Florida and Its Politics since 1940* (Gainesville: University Press of Florida, 2007), 46-47; "Press Statement," March 21, 1960, NAACP Records, Part3, BOX3 C25.

コリンズ知事が好意的な人種間委員会を開催したからといって、フロリダ NAACP が若者達にシットイン運動を控えさせることはなかったのである。⁽³²⁾

5月13日、フロリダ州支部会議はブラウン判決6周年記念ということで声明を発表した。この声明は変化なくして進歩なし、「行動なくして変化なし」と述べ、州支部会議は行動中心的な計画を立てると宣言した。その内のひとつがランチカウンターでのシットイン運動の全面的支援であり、学生達のシットイン運動は合法だと主張した。また、同州の黒人市民に人種隔離された公共ビーチでのウェイドインや公園の利用などを呼びかけるとも述べ、このような行動は憲法に保障されており合法だとした。公共機関が運営するビーチや公園はもちろん、ランチカウンターを経営する民間企業も州の認可に基づく以上「政府との深い関わり」があるという論理でシットイン運動を正当化した。フロリダ州支部会議が展開したこの論理には、シットイン運動は私的財産権の侵害だと非難する論調は見られない。⁽³³⁾

(3) 全国本部の動向——グロスター・B・カレントの直接行動擁護

5月15日、NAACP 全国本部のカレント支部取締役はタンパにて演説を行った。彼は NAACP が法廷闘争だけでなく、ロビー活動やプロパガンダ、教育活動なども行ってきたこと、過去には抗議デモや大衆集会も行ってきたと述べた。そして、NAACP の青年会員は 1958 年カンザス州ウィチタでシットイン運動を行い、それはオクラホマ州オクラホマシティにまで広まって、現在までに 60 以上のランチカウンターで人種隔離廃止に成功したと発言した。カレントによれば、彼らは昨年の全国年次大会で表彰され、ワークショップを開いて、他の学生達もその手法を教え、秋には南部でランチカウンターでのデモを始めた。この発言からはシットイン運動を警戒するよう呼びかける意図は窺われない。それどころか、NAACP の方が先に直接行動を行ってきたと張り合ってさえいるのである。⁽³⁴⁾

トマス・L・バイナムは NAACP 青年会員に関する研究で、カレントが挙げたウィチタやオクラホマシティを含む様々な都市での活動事例について記述した。バイナムによれば、1960 年代までに NAACP 全国本部は直接行動を戦術とすることを受け入れていた。というのも、ウィチタ及びオ克拉ホマシティの事例からシットイン運動は有効と理解していたからである。実際、カレントの演説を読む限り、それらの事例は少なくとも積極的に言及する価値があるとみなされていたとは言える。いずれにせよ、フロリダ州について、NAACP 全国本部は基本的にシットイン運動を積極的に抑え込もうとしたくなかった。

実際、1963 年には NAACP 全国本部は既にデモを有効な活動方法に位置付けていた。カレントは各支部からデモのマニュアルを送って欲しいと要請されており、メディアからさえもそのような要請が届いていた。7月24日彼はデモを行う際のポイントといかかる種類のデモが

(32) Ibid.; Memorandum by Robert W. Saunders, March 28, 1960, NAACP Records, Part 3, BOX 3 C25.

(33) "Statement," May 13, 1960, NAACP Records, Part 3, BOX 3 C25.

(34) "Address of Gloster B. Current, Director of Branches, NAACP," May 15, 1960, NAACP Records, Part 3, BOX 3 C25.

(35) Bynum, *NAACP Youth*, 99-100, 182.

あるかを書くため、シットイン運動など直接行動の計画・経験があるソンダーズに意見を求める書簡を送った。⁽³⁶⁾ デモのマニュアルを書いている以上、カレントはデモの方法を教える価値があると考えていると言える。また、数多くの地方支部よりマニュアルを要請されていることも窺われるし、メディアからもデモのノウハウを知っている存在と見られていたと分かる。NAACP の資金調達に長年貢献してきた実業家のギルバート・ジョナズは、NAACP が直接行動を嫌う組織として認識されるのは白人メディアがそのように描いたからだとしているが、このカレントの意見要請書簡は必ずしもそうではない可能性を示唆している。⁽³⁷⁾ そしてもう一点、ソンダーズはカレントからデモに関して経験があると評価されていることも注目される。ソンダーズは直接行動に関する事柄でカレントから信用されており、全国本部はそのような人物を外勤役員として抱えていたのである。

(4) 考察

ここまで見てきたように、フロリダ NAACP 年長世代は青年会員が直接行動に参加することを積極的に止めなかった。それどころか、一緒に計画を立てていたし、年次大会では直接行動の継続すら諷っていた。NAACP 全国本部についてもカレントが特に顕著であるように、デモを有効な活動方法として位置づけていた。何故 1960 年になって NAACP は直接行動を利用するようになったのだろうか。

この問題について、法制史家クリストファー・W・シュミットは重大な指摘を行っている。彼によれば、確かにサーグッド・マーシャルはロンドンでシットイン運動の報道を聞いた当初、それが法廷戦術として拙いと考えていた。だが、スタッフと議論を重ねていくにつれ、戦略的に見込みがあると考え直したのだという。⁽³⁸⁾ マーシャルの再考がウィルキンスなど NAACP 全国本部の幹部達との程度まで共有されていたのかは不明であるが、上述のソンダーズの法的反論はマーシャルらの議論の影響を受けた可能性が推測されるし、カレントが直接行動に積極的だったのもマーシャル経由だった可能性が考えられる。

ともあれ、直接行動が引き起こした法的紛争状態は NAACP にとって利用価値があるものと年長世代は認識し、ただそれが起こるのを待つだけでなく、自ら直接行動の計画にも参与するまでになった。直接行動が全国的に勢いのある出来事となり、いわば時流に乗る形で勝利を獲得しやすいという判断もあったのかもしれない。ここに、法的紛争は既に「ある」ものだけでなく「生み出す」ものにもなった。言い換えれば、法廷闘争を進める手段として、法廷闘争と直接行動が結びついたのである。このことこそ、1960 年の NAACP が迎えた大きな転換点であったと言えよう。

(36) Gloster B. Current to Robert W. Saunders, July 24, 1963, Saunders Papers, BOX6.

(37) Ibid.; Gilbert Jonas, *Freedom's Sword: The NAACP and the Struggle against Racism in America, 1909-1969* (New York: Routledge, 2005), 172.

(38) Schmidt, *The Sit-Ins*, 51-56.

おわりに

ここまで見てきたように、1960年に至るまでのNAACPは次のように言うことができる。第一に、従来のNAACPの法廷闘争は直接行動と結びついていなかった。ブラウン判決もあくまで既に存在していた法的紛争を弁護する形で勝ち取ったものであった。第二に、1950年代後半になるとNAACPは「大規模抵抗運動」の執拗な攻撃を真正面から受け、消耗戦を強いられて法廷闘争が行き詰まり、この状況下では有効な法廷闘争を展開する道筋を自ら切り拓くことはできなかった。第三に、1960年グリーンズボロに始まったシットインによる直接行動はフロリダ州にも瞬く間に広がり、同州NAACPもこれに積極的に参加した。そして第四に、NAACPはこの勢いある直接行動を法廷闘争に結び付けたことで、従来のような既存の法的紛争をただ弁護するのではなく、むしろ積極的に法的紛争を「発生」させることで法廷闘争を進めるという、新しい性格の法廷闘争団体へと変化した。

以上の発見を元にして、最後にこの変化が1960年代NAACPにいかなる意義を持ったのかを考察する。まず、NAACPは直接行動に関わる訴訟を次々と展開していったと考えられる。1950年代後半の「大規模抵抗運動」を受けて、1960年代には法廷闘争すらままならない組織としてフェイドアウトしていったとするよりは、法廷という戦いの場において新たな活力を得たと見る方がよいのではないだろうか。

一方、このようにNAACPが直接行動を利用することに関しては、直接行動を担う若者達との間に対立が生じた可能性もある。実際、シュミットによれば、マーシャルは直接行動が十分な数のテスト・ケースを可能にした時点で若者達にそれを止めるよう述べていた。⁽³⁹⁾ この問題は確かにNAACPの法廷闘争と直接行動の結びつきが解消してしまう可能性を示唆している。だが、仮にそうだとしても、それは「大規模抵抗運動」に屈してNAACPは衰退したということも、直接行動には一切手を出さず単に法廷闘争を行うだけという信念から若者達と対立したこととも意味しない。従来の古い法廷闘争のあり方が若者達と衝突したのではなく、むしろ新しい法廷闘争のあり方が若者達と衝突したと考えるべきだろう。1960年代という時代に適合できなかっただるために対立したという見方と、時代に適合していく中で対立も生じたという見方は大きく異なるものである。以上のようなNAACPの新しい性格が法廷闘争を活性化させたのか、それともその性格ゆえに若者達と対立し法廷闘争と直接行動の結合が瓦解していったのか、この点については今後の課題としたい。

(39) *Ibid.* 57.